

議案第 9 4 号

控訴の提起についての市長の専決処分の承認について

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 2 2 年 5 月 3 1 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、控訴の提起について次のとおり専決処分する。

平成22年 5 月 1 9 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

控訴の提起について

次のとおり控訴を提起する。

- 1 当 事 者 控 訴 人 (第 1 審 被 告) 川 崎 市
被控訴人 (第 1 審 原 告) * * * * *

2 控訴の要旨

横浜地方裁判所平成19年(行ウ)第85号不当利得等返還請求事件の第1審判決は、原告が所有する川崎区* * * * *所在の倉庫について、川崎区長が行った平成11年度、平成12年度及び平成13年度の固定資産税及び都市計画税の賦課処分の際、地方税法に規定されていた輸入の促進に寄与する倉庫の固定資産税又は都市計画税の課税標準を2分の1の額とする特例の適用を誤り、原告に損害を与えたとして、被告は国家賠償法に基づく損害賠償責任を負うものとした。

本件の訴訟において、本市は、川崎区長の当該特例の適用は相当の根拠のある合理的判断に基づいたものであったとして損害賠償責任がないこと等を一貫して主張してきたところであり、これが認められなかった上記判決には承服しがたいことから、控訴するものである。

3 管轄裁判所 東京高等裁判所

4 本件に関する取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。

理 由

第1審判決書の正本が平成22年5月12日に送達されたことにより、民事訴訟法第285条の規定による控訴期間内（同日から同月26日まで）に、本件控訴を提起する必要があるため

参考資料

1 事件の概要

川崎区長は、原告の所有する川崎区*****所在の倉庫について、地方税法に規定されていた輸入の促進に寄与する倉庫の固定資産税又は都市計画税の課税標準を2分の1の額とする特例の適用に関して、当該倉庫の一部についてのみ当該特例の適用があるとして、平成11年度、平成12年度及び平成13年度の固定資産税及び都市計画税の賦課処分を行った。

これに対し、原告は、当該特例の適用となるのは当該倉庫の全部についてであるから、川崎区長の当該倉庫についての当該各年度の固定資産税及び都市計画税の賦課処分は、当該特例の適用に誤りがあり、原告が納付した当該各年度分の固定資産税及び都市計画税の一部について過納があるとして、原告が被告に対し、1次的には被告が定めた市税に係る返還金の支払要綱に基づく返還又は地方税法に基づく還付を請求し、2次的には国家賠償法に基づく損害賠償を請求し、さらに、行政事件訴訟法に基づき、当該要綱に基づく返還を行わないことを表明した回答の違法確認を請求したものである。

2 横浜地方裁判所平成19年（行ウ）第85号不当利得等返還請求事件

平成19年11月9日 訴えの提起

原告 *****

被告 川 崎 市

平成22年5月12日 判決（横浜地方裁判所）

平成22年5月12日 判決書正本送達

判決の主文

- (1) 本件訴えのうち、平成19年8月31日付け回答の違法確認請求にかかる部分を却下する。

- (2) 原告の1次的請求をいずれも棄却する。
- (3) 被告は、原告に対し、1727万8030円及びうち549万7100円に対する平成12年3月1日から、うち510万5100円に対する平成13年3月1日から、うち667万5830円に対する平成14年3月1日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (4) 訴訟費用は、これを5分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

3 控訴の提起

平成22年5月20日